

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第11次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第10次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	規制改革の概要	所管省庁
505	卒業後も継続して起業活動を行う有望な留学生の在留に係る特例措置(最長180日間)	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第20条 「構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革に関する措置の実施に伴う入国・在留審査事務の取扱いについて」 平成16年2月26日付け法務省管第1181号 法務省入国管理局長通達	平成19年度中に措置できるよう結論	優れた起業・経営能力を有する有望な外国人留学生在が、卒業後、起業活動を継続するために在留資格「短期滞在」で最長180日間在留できるよう、起業活動の実態を踏まえ、不正な在留を防止する観点も含めて、その実施方法、実施に際し必要となる要件や適用対象の範囲などについて具体的に検討する。	全国で実施	大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後180日以内に、会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な資金を調達し、店舗又は事務所が確保されることが確実であり、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとし、更に在留期間の更新を認めることにより、最長で卒業後180日間滞在することを可能とした。	法務省
1205	既設のバス停の上屋に対する広告物の添加許可	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第32条	平成18年度中に結論	既設のバス停の上屋でバス利用者向けのロケーションシステムのような高度なサービスを提供する場合について、当該上屋へ広告物を添加し、その広告料収入を上屋の維持管理に必要な費用に充当させるとの取扱いについて検討し結論を得る。	全国で実施	既設のバス停の上屋でバス利用者向けのロケーションシステムのような高度なサービスを提供する場合について、当該上屋へ広告物を添加し、その広告料収入を上屋の維持管理に必要な費用に充当させるとの取扱いが可能となるよう「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成19年8月13日付国道利第7号 国土交通省道路局長通知)により措置をした。	国土交通省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第10次提案に対する対応方針(平成18年9月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
404 909	障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能化	地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2	平成19年度中に結論	地方公共団体が障害者支援施設等との間で役務の提供に係る随意契約を締結することを可能にするべく、必要な検討を行う。	検討中	現在、提案の実現に向け、関係省庁と調整中。具体的には、障害者支援施設等による役務の提供の実態等について検討しているところであり、今後さらに検討を行い、早急に結論をだすこととしたい。	総務省 厚生労働省